

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 高圧ガス保安法施行令の一部改正

一 ヘリウム等冷媒について、高圧ガス保安法の適用を受けない範囲を拡大すること。

(第二条第三項第四号関係)

二 ヘリウム等冷媒について、高圧ガス保安法の製造に係る許可又は届出の対象とならない範囲を拡大すること。

(第四条関係)

第二 附則

一 この政令は、令和三年十月二十七日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

(附則第二条及び第三条関係)